



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	保障占領下北樺太における日本人の活動（1920-1925）
Author(s)	竹野, 学
Citation	経済學研究, 62(3), 31-48
Issue Date	2013-02-21
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/52284
Type	departmental bulletin paper
File Information	ES_62(3)_031.pdf



保障占領下北樺太における日本人の活動 (1920～1925)

竹 野 学

はじめに

1. 北樺太保障占領についての先行研究

小論の目的は、1920～25年の期間日本軍によって占領され、その軍政下に置かれていた北樺太に進出した日本人の活動を明らかにすることである。日露戦争後のポーツマス条約において、サハリン島は北緯50度線を境界として南は日本領に、北はロシア領に分割された。本稿でいう北樺太とは、そのロシア領であったサハリン島の北半分を指している¹⁾。そもそも、なぜこの期間に日本軍が北樺太で軍政を施行していたのか。それは1918年から開始されていたシベリア出兵に関連する。後述するように、シベリア出兵中の1920年にアムール川河口の街・ニコラエフスク(以下、にこう 尼港と略記)で発生した尼港事件に対して、その責任と賠償を求め、革命中のロシアにその責任をとりうる政権が樹立されるまでの保障として、尼港対岸のロシア領北樺太を占領したためである。この間の北樺太は、日本帝国に新たに加わった「新領土」と見なされ、日本軍政下の同地には多数の日本人が来住し経済活動を行っていた。

この北樺太軍政に関する研究史としては、これまでのところ以下の3系列のものがある。まず第1は、通史的研究でシベリア出兵の帰結に

ついて言及される場合である。しかし、その場合でも「ハバロフスクからは十二月に撤退した。しかし、ウラジオストク周辺と北サハリンには依然として駐兵し、……北サハリンからの撤兵完了は二五年五月である」と、軍事に力点を置いた最新の通史的研究においても、この程度の叙述にとどまっている²⁾。これは、こうした通史的研究が依拠するシベリア出兵史研究自体で、北樺太軍政の研究が進展していないことに由来している。例えば原暉之による代表的な研究でも、「沿海州からの撤兵と並行して北満州と尼港からの撤兵も九月中に終わった。しかし薩哈唎州派遣軍が北サハリンからの撤兵を完了するのはさらに三年後の一九二五年五月一五日である。そのためにはさらに後藤・ヨッフフェ会談、北京会談、日ソ基本条約締結を経なければならなかった」と、やはり北樺太保障占領自体については言及が省略されている³⁾。また、そもそも近代日本の対外膨張の研究において、樺太史研究自体がそれほど関心を集めるものではない時期が長く続いたため⁴⁾、日本の一時的な占領地に終わった北樺太への関心は、日本領南樺太以上に弱いものとなっていたことは否めない。

近年、日本にとっての第一次世界大戦を「対独戦争だけを意味するものではなく、イギリス

1) なお本稿で地域を表す場合、島全体を指す場合にはサハリン島を、樺太ないし南樺太とした場合には北緯50度線以南の日本領南樺太を、薩哈唎ないし北樺太とする場合は北緯50度線以北のロシア領北樺太を指すこととする。

2) 小林啓治『戦争の日本史 21 総力戦とデモクラシー』吉川弘文館、2008年、260頁。

3) 原暉之『シベリア出兵——革命と干渉 1917-1922』筑摩書房、1989年、570頁。

4) 拙稿「樺太」(日本植民地研究会編『日本植民地史研究の現状と課題』アテネ社、2008年)。

との参戦外交から始まって……シベリア出兵も、あくまで第一次世界大戦の一環であった」との視点から見直す研究が出され、そこでは第一次世界大戦の終期が北樺太からの撤兵が完了する1925年5月に設定されている⁵⁾。この視点に筆者も賛同するが、しかし同書でも北樺太軍政についての言及は、日本海軍の石油獲得欲求とそれによるアメリカとの対立という、従来の研究の枠内での議論に止まっている⁶⁾。

もっとも、北樺太保障占領を対象とする研究分野が皆無というわけではない。第2に、外交史研究や経済史研究での言及が存在する。シベリア出兵から1925年の日ソ国交回復に至る過程については、外交史研究の分野において、石油利権を主眼とした日本側の北樺太獲得志向と日ソ国交回復の関係とが大きなテーマとして扱われてきている⁷⁾。また、その日ソ基本条約で日本が獲得した北樺太石油・石炭利権についても研究が近年開始され、1925年から1944年まで北樺太で地下資源開発を担った日本企業の経営分析が進められている⁸⁾。しかしこれらの研究でも、軍政下の北樺太社会については言及がないままである。

第3は、海外研究者による研究である。ここで日本による北樺太軍政は、ロシア人に対する「粗暴さ」を特徴とするものであるとの評価が下されてきた。すなわち、日本の「軍政は特有な粗暴さを以て遂行された」結果、「ソ連人住民に不幸以外の何ものもたらさ」なかった上に、「鉦山に朝鮮人労働者を導入し、ソ連人住民の間に失業が広まるに至った」という見解である⁹⁾。現在に至るまでサハリン・樺太史についての唯一の通史的研究で提出されたこの見解は、近年サハリン史研究を精力的に進めているヴィソーコフにも継承され、彼の手による新しいサハリン史の研究においてもそれが再引されている¹⁰⁾。しかし、同書でのこの評価自体が史料的な根拠に乏しいままなされているという難点が存在する。例えば、1924年に北樺太を来訪したアメリカ人記者の記事——「日本軍は少なくとも法と秩序を回復したので『上流階級』に属するポーランド人とロシア人の住民は、日本軍のことを災難としては軽い方だと考えていた」——を引用しながら、それに反証をあげることなくその記述を「疑わしい」との評価を下している¹¹⁾。しかも、その評価は検証されることなく、

5) 山室信一『複合戦争と総力戦の断層——日本にわたっての第一次世界大戦』人文書院、2011年、12、119、150頁。

6) 同上、148～149頁。

7) 吉村道男「日本軍の北樺太占領と日ソ国交回復問題——石油利権をめぐる諸問題」(『政治経済史学』第132号、1977年5月)、小林幸男『日ソ政治外交史——ロシア革命と治安維持法』有斐閣、1985年、同「シベリア干渉の終焉と日ソ修交への道——北京会議における北樺太撤兵問題」正・続(『京都学園法学』第42号、第43号、2003年12月、2004年3月)、細谷千博「北サハリンの石油資源をめぐる日・米・英の経済紛争」(細谷千博編『太平洋・アジア圏の国際経済紛争史——1922-1945』東京大学出版会、1983年)。

8) 村上隆『北樺太石油コンセッション 1925-1944』北海道大学出版会、2004年、寺島敏治「北樺太西海岸、土威炭鉱成立をめぐる——西海岸の経済性と炭鉱労働力の質を中心に」(北海道教育大学史学会『史流』第36号、1996年6月)。

9) ジョン・J・ステファン(安川一夫訳)『サハリン——日・中・ソ抗争の歴史』原書房、1973年、124～126頁。

10) M・S・ヴィソーコフほか(板橋政樹訳)『サハリンの歴史——サハリンとクリル諸島の先史から現代まで』北海道撮影社、2000年、M・S・ヴィソーコフ(松井憲明訳)「翻訳 サハリンと千島列島——編年史、1920-1925年」(『釧路公立大学地域研究』第12号、2003年12月)。なお、Сонин В.П. "ПРАВООТВОРЧЕСКАЯ ДЕЯТЕЛЬНОСТЬ ЯЛОНСКОЙ АДМИНИСТРАЦИИ НА СЕВЕРНОМ САХАЛИНЕ(1910-1925гг.)" Государственный архив Сахалинской области, Исторические чтения: труды Государственного архива Сахалинской области №1-2, Южно-Сахалинск, 1994. は小文ながら、軍政下の北樺太でロシアと日本の法律の一体化が試みられたものの、結局日本法の圧倒的優越に終わったことを軍政部の法令集をもとに指摘している。

11) 前掲、ステファン、125頁。

ロシア側の研究に引き継がれているのである。

他方で日本側の記録としては、公式戦史において軍政に関する簡略な記述が存在するほか¹²⁾、北樺太石油利権に関わった人物による軍政下の開発政策の賛美¹³⁾が存在するだけである。しかし、これらもやはり資料的な根拠を欠いたままのものである。つまり、軍政下の北樺太社会の実態解明を欠落させたまま、日本と海外とで相対立する評価のままとなっているのが、現在の研究状況なのである。

しかし近年の研究においては、①軍政部によって実施された北樺太の林政や資源調査についての研究¹⁴⁾、②シベリア出兵によって拡大した朝鮮人の移動経路(朝鮮半島→沿海州→北樺太→南樺太)の研究¹⁵⁾、③日露戦争以来伏流化していた北樺太領有のチャンスとその挫折の顛末についての研究¹⁶⁾など、これまでになかった関心や視角から北樺太が取り上げられるようになっている。しかし、これらの諸研究にもまだ問題点は残されている。①では依然軍政の概略にとどまり、この期間の北樺太社会が不明なままである。また②では、日本軍政下の北樺太への人口流入の動態的分析が欠如しており、やはり軍政下の北樺太社会が不明なままである。そうした中で③は、軍事・外交史研究の文脈でありながら、北樺太社会の諸相にも言及している研究である。すなわち、軍政下での各種法令の施行、軍による経済基盤の整備、北樺太への日本人の殺到、そして中心都市アレクサンドロフス

ク(以下、^{あこう} 亜港と略)での日本式の町名への改称などを列挙して、北樺太社会の日本化としてこの時期を把握している点は、これまでの研究水準を大きく引き上げたといえる。しかし、説明の基軸はあくまでも日本の中央政府の意向に置かれており、現地社会自体の動静については、まだ未解明の部分が多く残されている。このように、保障占領下の北樺太に進出した日本人と現地社会については、依然研究が進んでいない状況なのである。

2. 課題と問題設定

そこで本稿では、課題を以下のように設定する。第1に、軍政下の北樺太に移住した日本人の活動について、経済活動の面を中心にその実態を解明することである。第2に、薩哈噠軍政部が実施する「救恤」に注目しながら、軍政期を検討していくことである。この「救恤」とは後述するように、①軍政下でのロシア人への救恤、②北樺太撤兵に伴う引揚者への救恤、③北樺太引揚者からの救恤要求に対する対応、の3つを指している。北樺太軍政においては、時期により対象は異なるものの、救恤の問題が常に課題となった。ここには、それぞれの時期の北樺太社会が直面した課題が集約されていると見てよいだろう¹⁷⁾。

最後に、これらをふまえて、近年研究が進展している近代日本の在外居留民研究において、本稿で分析した北樺太の事例がどのような新知見を与えるのかを論じたい。

上記の課題を達成するために利用する史料として、まず^{さがれん} 薩哈噠軍政部の資料、特に従来未利用のままであった統計資料を主に利用する¹⁸⁾。

12) 参謀本部編『大正七年乃至十一年西伯利出兵史』全3巻、新時代社、1972年復刻、参謀本部編『大正十二年乃至十四年薩哈噠州駐兵史』1925年(防衛省防衛研究所蔵)。

13) 岡栄『北カラフト』興文社、1942年、59～60頁。

14) 萩野敏雄『日露国際林業関係史——戦前期の実証』日本林業調査会、2001年。

15) 三木理史『戦間期樺太における朝鮮人社会の形成——『在日』朝鮮人史研究の空間性をめぐって』(『社会経済史学』第68巻第5号、2003年1月)。

16) 原暉之「ポーツマス条約から日ソ基本条約へ——北サハリンをめぐって」(原暉之・外川継男編『講座 スラブの世界』第8巻、弘文堂、1995年)。

17) ただし、本稿では紙幅の関係から、北樺太撤兵後の救恤政策となる③については考察の対象外とした。これについては、今後の課題として他日を期することにしたい。

18) 薩哈噠軍政部編『薩哈噠州統計表』(外務省外交史料館『薩哈噠州占領地施政一件 別冊北樺太資源調査及評価』請求記号外務省記録5.2.6.33-4)、薩哈

また、公刊されている外務省記録などでそれを補足していく¹⁹⁾。ただ、社会の状況を伝える新聞雑誌は北樺太現地では発行されなかったため、これに代わる資料として、軍政下の北樺太を訪れた日本人による当時の記録を利用する。これらの記録には、軍政初期の事情を伝えるもの²⁰⁾と、軍政終了直前の事情を記したもの²¹⁾とがある。特に後者のものには、北樺太に1925年の日本軍撤退時まで留まった日本人の体験などが記載されている。これらの史料を用いて、これまでほとんど未解明のままであった、軍政下北樺太の日本人の活動を明らかにしたい。

I 北樺太保障占領までの経緯

1917年にロシア革命が勃発した翌1918年にはシベリア出兵が行われ、シベリアのオムスクには反革命側のコルチャーク政権も樹立される。しかし1919年末にコルチャーク政権が崩壊することで、その余波がロシア極東に及ぶことになる。それは、まず1920年1月に北サハリンの中心都市・亜港での政変勃発というかたちで現れる。さらに1920年3月には尼港において、バルチザン勢力と日本居留民・守備隊の間の衝突を機とする尼港事件の第一局面が発生する。この事件の急報を受けて尼港派遣軍が編成され、1920年4月に亜港に急派されるが、日本軍接近の報を受けた尼港のバルチザン勢力

は、1920年5月に尼港を焦土化し、日本人捕虜を全員殺害する尼港事件の第二局面が発生する。1920年7月から開始された北樺太保障占領は、ロシアに責任ある政権が樹立され、この尼港事件が解決されるまでの担保として行われた措置である。この時に尼港派遣軍は薩哈唹州派遣軍に改められ、また軍政の実行機関として1920年8月に薩哈唹軍政部が亜港に設置され、その下に2つの軍政署管区(大陸方面と北樺太西半分を担当するアレクサンドロフスク軍政署管区と、北樺太東半分を担当するルイコフスコエ軍政署管区がそれぞれ設置された²²⁾。軍政部は日本人とロシア人で構成され、付属機関として帝政期のプリアムール総督府官僚で構成された評議会が設置され、諮問機能を担った²³⁾。

II 保障占領下における日本人の進出と経済活動

1. 亜港における日本人の活動

北樺太が日本の軍政下に置かれたことは、日本国内において「空前の北樺太時代」を喚起することになった²⁴⁾。また、それに伴って日本国内では北樺太論が隆盛することになる²⁵⁾。例えば、本店を北海道に置き、隣接地域の樺太を営業地域にしていた北海道拓殖銀行も、北樺太の各産業に関する調査をもとに、石油、石炭、木材などでの同地の経済的価値を論じている²⁶⁾。

北樺太への渡航では、「海外旅行券又は証明書携帯等の必要は無い、何等の手続もなくして何人でも本邦領土内を旅行するやうにして、自

唹軍政部編『大正十三年度 北樺太統計表』(一橋大学経済研究所附属社会科学統計情報研究センター所蔵)。

- 19) 「薩哈唹州占領地施政関係一件」(外務省編『日本外交文書 大正十年 第一冊下巻』1974年)、「北樺太派遣軍ノ撤退」(外務省編『日本外交文書 大正十四年 第一冊』1983年)。
- 20) 河合裸石『薩哈唹の旅』いろは堂書店、1921年、太田篠吉『從軍中視察記 サガレン案内』豊文堂出版部、1923年。
- 21) 久保田良一『薩哈唹洲軍政』1925年(国立国会図書館所蔵)、北樺太日本人会『保障占領中ノ北樺太ト引揚前後ノ事情』1927年(小樽商科大学附属図書館所蔵)。

- 22) 前掲、『大正七年乃至十一年西伯利出兵史』中、851～852頁。その後1921年6月には、大陸方面にもニコラエフスク軍政署管区とデカストリ軍政署管区の2つが設置された(同上、下、1382頁)。
- 23) Сонин В.П., *op. cit.*, p.283.
- 24) 前掲、岡、47頁。
- 25) 三木理史「20世紀日本における樺太論の展開」(『地理学評論』第81巻第4号、2008年5月)、202頁。
- 26) 「北樺太附尼港付近概況」(北海道拓殖銀行『調査彙報』第3巻第2号、1920年12月、96頁)。

表1 北樺太総人口および主要都市人口の推移(1923～1925年)

(単位: 人, %)

	年	総数(a)	対総人口比	日本人(b)	(b)/(a)	朝鮮人(c)	(c)/(a)	ロシア人(d)	(d)/(a)	中国人(e)	(e)/(a)	少数民族(f)	(f)/(a)
北樺太全体	1922	15,406	100.0	4,790	31.1	1,231	8.0	6,073	39.4	859	5.6	2,455	15.9
	1923.2	17,926	100.0	5,017	28.0	1,535	8.6	6,800	37.9	1,836	10.2	2,738	15.3
	1923.4	14,969	100.0	3,595	24.0	1,321	8.8	6,347	42.4	1,344	9.0	2,362	15.8
	1924.5	16,700	100.0	3,304	19.8	1,477	8.8	7,496	44.9	2,258	13.5	2,165	13.0
	1925	13,215	100.0	1,815	13.7	1,195	9.0	5,515	41.7	1,233	9.3	2,177	16.5
アレクサンドルスキー郡	1922	10,879	100.0	4,341	39.9	1,127	10.4	3,132	28.8	802	7.4	1,477	13.6
	1923.2	12,915	72.0	4,563	35.3	1,407	10.9	3,780	29.3	1,745	13.5	1,420	11.0
	1925	8,117	61.4	1,619	19.9	967	11.9	2,315	28.5	1,057	13.0	888	10.9
亜港	1919.12	2,128		28	1.3	250	11.7	1,600	75.2	250	11.7		
	1920.8	2,220		437	19.7	65	2.9	1,497	67.4	221	10.0		
	1920.12	3,401		1,149	33.8	670	19.7	1,376	40.5	206	6.1		
	1921.8	4,689		2,855	60.9	327	7.0	1,288	27.5	219	4.7		
	1921.12	5,054		2,777	54.9	621	12.3	1,311	25.9	345	6.8		
	1922.8	6,847	44.4	4,368	63.8	694	10.1	1,323	19.3	462	6.7		
	1922.12	7,841		4,269	54.4	1,086	13.9	1,535	19.6	951	12.1		
	1923.2	8,354	46.6	4,282	51.3	1,130	13.5	1,728	20.7	1,169	14.0	45	0.5
	1923.8	5,455		2,616	48.0	749	13.7	1,510	27.7	580	10.6		
	1923.12	6,557		2,539	38.7	953	14.5	1,709	26.1	1,356	20.7		
	1924.8	3,966	23.7	1,960	49.4	387	9.8	1,198	30.2	321	8.1		
	1925	3,601	27.2	1,358	37.7	564	15.7	1,229	34.1	450	12.5	0	0.0
ミハイロフスキー郡	1922	4,529	29.4	449	9.9	104	2.3	2,941	64.9	57	1.3	978	21.6
	1923.2	5,011	28.0	454	9.1	128	2.6	3,020	60.3	169	3.4	1,318	26.3
	1925	5,098	38.6	196	3.8	228	4.5	3,200	62.8	176	3.5	1,289	25.3
ルイコフ	1923.2	1,050	5.9	70	6.7	29	2.8	917	87.3	34	3.2	0	0.0
	1925	1,090	8.2	49	4.5	21	1.9	957	87.8	63	5.8	0	0.0
デルビンスコエ	1923.2	667	3.7	32	4.8	24	3.6	576	86.4	35	5.2	0	0.0
	1925	942	7.1	35	3.7	38	4.0	618	65.6	51	5.4	0	0.0

出所) 亜港以外は基本的に、薩哈連軍政部編『薩哈連州統計表』(外務省外交史料館『薩哈連州占領地施政一件 別冊北樺太資源調査及評価』5.2.6.33-4) 1～7頁、同編『大正十三年度 北樺太北樺太統計表』(一橋大学経済研究所附属社会科学統計情報研究センター所蔵) 7～12頁より作成。(以下、前者を『統計表①』, 後者を『統計表②』と略記する)。
 全体のうち、「1922」は太田篠吉『従軍中視察記 サガレン案内』豊文堂出版部、1923年、5頁より、「1923.4」「1924.5」は参謀本編『薩哈連駐兵史』1941年、154頁より。

また亜港の「1919.12」は河合禎司『薩哈連の旅』いろは堂書房、1921年、49頁より、それ以外は「統計表②」13頁より作成。
 注) 亜港の1925年のロシア人および少数民族の欄は原表では空欄になっている。亜港の総人口から逆算した差1,229人を暫定的にロシア人に計上してある。
 また、亜港の対総人口比中の「1922.8」の分は全体の「1922」に対する比、「1924.8」は全体の「1924.5」に対する比である。

由に渡航が出来²⁷⁾たため、このブームに乗って、「我占領後ハ邦人ノ渡航スル者頗ル多ク且ツ軍隊人夫ノ派遣ヲ見亞港ハ空前ノ盛況ヲ呈スルニ至リ²⁸⁾」と、北樺太への日本人渡航者も激増した。表1は北樺太の全住民人口の推移を示したものである。ここからは、北樺太の西半分側にあたるアレクサンドルスキー郡に人口が集中していたことが判明する。さらに、同郡内における亜港の人口比率の高さ、および日本人の亜港への集中度合いの高さ、さらに保障占領末期にかけての日本人の減少傾向が確認でき

る。また朝鮮人・中国人がそれぞれ北樺太総人口の10%前後を占め、1923年時点ではそのうちの過半数が亜港に居住している。ところが、1925年には、朝鮮人・中国人とも亜港以外のアレクサンドルスキー郡内の方が増加している。これは後述するように、彼らが北樺太で従事していた労働と関係していよう。一方、ロシア人は総人口の変動もそれほど大きくなく、東側のミハイロフスキー郡にも西側と同程度居住しており、各地域でほとんど変動はない。要するに日本人、朝鮮人、中国人の来住により、1923年まで亜港の人口が急膨張していたのが、保障占領下の北樺太の状況であった。

その亜港の住民数の推移からは、最盛期には

27) 前掲、河合、194頁。

28) 前掲、「北樺太附尼港付近概況」、92頁。

表2 亜港における料理屋・飲食店、芸妓・酌婦数

(単位: 戸, %)

	1920 年	%	1921 年	%	1922 年	%	1923 年	%	1924 年	%
料理屋	48		67		65		48		45	
日本人	48	100.0	65	97.0	61	93.8	44	91.7	40	88.9
朝鮮人			2	3.0	2	3.1	2	4.2	4	8.9
中国人					2	3.1		0.0		0.0
ロシア人							2	4.2	1	2.2
飲食店	29		103		82		86		44	
日本人	29	100.0	94	91.3	68	82.9	66	76.7	24	54.5
朝鮮人				0.0	2	2.4	1	1.2		0.0
中国人			8	7.8	11	13.4	15	17.4	16	36.4
ロシア人			1	1.0	1	1.2	4	4.7	4	9.1
単位: 人										
芸妓	37		52		66		59		46	
酌婦	124		217		298		241		189	
日本人	124	100.0	187	86.2	223	74.8	180	74.7	133	70.4
朝鮮人			17	7.8	48	16.1	29	12.0	37	19.6
中国人			9	4.1	13	4.4	14	5.8	7	3.7
ロシア人			4	1.8	14	4.7	18	7.5	12	6.3

出所) 前掲「統計表②」22 頁より作成。

注) 原表の誤りは訂正してある。

日本人が亜港人口の過半を占めていたことが判明する。その後日本人は1923年から減少傾向になるのに対し、朝鮮人・中国人の減少傾向は1924年からと時間差が生じている。この点については後述する。

また、この期間に日本人によって北樺太で設立された会社は計21社であったが、全てが亜港に設立された。うち株式会社は7社、合資会社4社、合名会社4社のほか、残りの6社は会社令第4条但書に基づいて設立されたものである²⁹⁾。設立の時期は、1921年に13社、1922年に5社、1923年に3社と、軍政初期に集中して設立されている。内訳を見ると、初期に

設立された会社は物品販売や貿易関連が多い(1921年8社、1923年1社)。一方後期になると、土地建物売買2社、生命保険会社1社(1922年)、生命保険会社1社(1923年)と、日本人の同地への定住を前提とした企業が設立される傾向が看取される。

次に北樺太の中心であった亜港の職業人口を確認しておこう。1921年1月時点での亜港における営業者は次の通りである³⁰⁾。日本人は全119軒中、雑貨商(42軒)、料理店(22軒)、飲食店(17軒)と、この3業種だけで全体の70%近くを占めていた。一方、朝鮮人は全4軒で、商業3軒と鍼灸術1軒、中国人は全29軒中商業13軒、大工9軒、飲食店5軒、理髪店2軒と、数は日本人には及ばないものの、やはり営業者の比率が高くなっている。他方ロシア人は全73戸中、有職無産階級³¹⁾が19戸、大工が15戸、商業と靴職がそれぞれ10戸ずつを占めていた。このうち表2で料理・飲食店の内訳を見

29) 会社令第4条但書とは「民政地域外ニ於テ設立シタル会社ハ民政地域内ニ本店又ハ支店ヲ設クルニ非サレハ事業ヲ営ムコトヲ得ス但シ軍政部長ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス」(『薩哈噠軍政部法規集』出版年不明、国立国会図書館所蔵、161頁)の規定により設立された会社である。該当するのは、1921年設立の日露実業株式会社亜港出張所、朝鮮銀行亜港出張所、三菱合資会社亜港出張所、株式会社北辰会チャイオ出張所、1922年設立の横浜生命保険株式会社、1923年設立の三菱海上火災保険株式会社であった。

30) 前掲、河合、50～51頁。

31) 有職無産階級とはロシア時代の官吏を指している(同上、50～51頁)。

表3 北樺太における石炭産出高、石炭輸出高および炭鉱労働者

	(単位:千トン, 千円, 人)		
	1922 年	1923 年	1924 年
総産出高	45.9	105.4	97.1
総産出額	447.5	1,006.9	890.0
輸出高	31.3	64.6	31.3
外国向	7.6	4.0	15.9
日本向	23.6	60.6	15.4
炭鉱労働者	802	-	889
日本人	90	-	106
朝鮮人	140	-	13
中国人	544	-	717
ロシア人	28	-	53

出所)前掲『統計表②』44～45, 48 頁より作成。

ると、当初は日本人がほとんどであった。しかし後半期になるほど、それぞれ朝鮮人・中国人の店が増加する一方で、日本人店舗は減少し、朝鮮人・中国人営業者の比率が高まっている。

また酌婦についても、亜港に「西伯利の齊多を避難した天草女の群が一度に三十余名隊を組んで乗り込んで来た」³²⁾とか、有力な料理店の一つが「齊多や浦潮から九十何名の若い上玉を輸入した」³³⁾と報告があるように、シベリア出兵での日本軍の占領地域の拡大に伴って、「北のからゆきさん」が新たな商機を求めてこの地域を活発に移動し、占領直後の北樺太にも多数が流入していたことが示されている³⁴⁾。しかし斯業においても、占領当初は7割以上が日本人であったが、後半期になると朝鮮人酌婦の比重が高まっていく傾向は料理屋・飲食店の場合と共通している。

さらに、表3からは北樺太での有力産業の一つとして注目されていた石炭業の従事者数が判明する。亜港近郊のドウエはサハリン島における石炭生産の中心地であり、ロシア帝政期からロシア人囚人を用いた石炭採掘が行われてい

た。日露戦争後には囚人労働が廃止され、北サハリンでは中国人を用いた炭鉱開発へと転換したが、その後停滞し産出高は33,500トン(1913年)から9500トン(1917年)にまで落ち込んでいた³⁵⁾。日本軍政下の北樺太では、日本資本により中国人労働者を使用した石炭生産が継承され、産出高はロシア帝政期の水準を上回り、1922年から1923年にかけて倍増する。その石炭は1923年までは過半数が日本向けに輸出されていたが、1924年になると輸出自体が生産高の32.2%となり、島内消費が中心となっている。この石炭生産を支えていたのは、北樺太炭鉱労働者の約70～80%を占めていた中国人であった。一方前述した先行研究における「鉱山に朝鮮人労働者を導入」したとの指摘(前掲註9)については、それを支持する史料は確認できない。そのため現時点では、ロシア帝政期の中国人に依存した炭鉱開発が、日本軍政下でも継続されたと理解するのが妥当であろう。

このように亜港では、占領直後の領土に到来して商機に預かろうとする、いわゆる「一旗組」を中心に、日本人が幅広く商業活動に従事していた一方で、中国人が炭鉱労働者の中心として存在していた。また、中国人と同数近くの朝鮮人が流入してもいた。彼らの出自については、「直接朝鮮本土ヨリ渡来セル者ニ非スシテ浦潮西伯利亞等ノ各地ヲ經由」してきて、「多クハ何等特有ノ技術ヲ有スル者ナク真ノ労働者」で「最劣等ナル生活ヲ」余儀なくされた「失業者」であったことが指摘されている³⁶⁾。そして、軍政期後半になるほど、北樺太全体での朝鮮人・中国人の比重が高まっていくこととなる。次節でその過程を検討していきたい。

32) 前掲、太田、36 頁。

33) 前掲、河合、41 頁。

34) シベリアや満州に進出していった日本人売春婦についての先駆的な研究として、倉橋正直『北のからゆきさん』共栄書房、1989 年、を参照。

35) 天野尚樹『サハリン石炭と東北アジア海域史』(左近幸村編『近代東北アジアの誕生』北海道大学出版会、2008 年)、98 頁。

36) 前掲、三木『戦間期樺太における朝鮮人社会の形成』、38 頁。

2. 亜港における商業活動

亜港での商業活動については、まず「北部樺太ノ我占領ニ歸スルヤ物資ノ欠乏ノ際ニ乗ジテ奇利ヲ博セント渡航スルモノ続出シ南樺太及北海道ヨリ小型汽船、発動機船及和船ノ渡航ヲ見」たが、「当地ニ渡航セル商人ノ多クハ南樺太及小樽ニシテ……又大阪、神戸等ヨリ渡来セルモノアリ」³⁷⁾と、北海道や樺太だけではなく、関西地方からも来島しており、先述の「空前の北樺太時代」が日本国内で広く共有されていたことが裏付けられよう。

また、樺太からの来住者については「南樺太の大泊、泊居、真岡辺から来た商人」³⁸⁾が中心を占めていた。ここに挙がっている大泊と真岡は南樺太南部の港湾都市であり、商業者が多く集まっていた都市でもある。サハリン島の南北は陸上の交通路が整備されておらず、冬期間以外の南北の行き来は海路に頼るしかなかった³⁹⁾。そのため、南樺太に隣接した北樺太への外延的拡大においては、国境線に近い南樺太北部の地域ではなく、むしろ南樺太南部の都市が移住者輩出の中心となっていたのである。

しかし、亜港での商業活動は以下の2点の問題から、必ずしも順風満帆とはいかなかった。まず第1に、「亜港ニ於テハ家屋ノ大部分ハ軍用ニ徴発サレ居ルヲ以テ店舗ヲ構フルハ容易ノ業ニ非ス市場等ニ小屋掛及露店ニテ営業シツアル」⁴⁰⁾という、営業店舗の確保が困難な状況があった。これは、木材資源が注目されたのに反して現地での製材不足のため、北海道などから材木を取り寄せる必要があった結果「掘立小屋でも三百円乃至五百円」⁴¹⁾もかかっていたた

めである。この営業場所の確保の困難性のため、「牧歌的なロシア街に比べて、曙町や旭町などの日本人街は、間口、奥行共に三、四メートルの、いかにも急場しのぎといったバラックが立ちならび雑然とした感じがする。不潔な飲食店、雑貨店、菓子屋、呉服屋などがかたまつた通り」⁴²⁾との印象を与えることとなっていた。

また第2の問題として、自然環境の問題および交通インフラの未整備の問題が存在した。このうち前者は、「亜港の海に冬の色が迫つて氷が鎖した後は無線電信を除くの外一切の通信や物資の輸送は……南北縦貫道路によらなければならない」⁴³⁾と指摘されたように、毎年10月～4月の期間が結氷期となるためにその間の海上輸送が途絶する問題であった。また後者は、亜港の港湾機能の貧弱さの問題であった。そもそも亜港の地勢自体が、「北樺太西海岸ジョンキエル岬ヨリ東北ニ湾入セル箇所ニシテ其湾大ニ過ギ東南風ハ此岬角ニテ防ギ得ベキモ北風又ハ北西風ニ対シ全ク開放セルヲ以テ秋季以後ニ於テハ危険最モ多ク船舶ハ少時モ碇繋スル能ハズ対岸大陸ノデカストリー湾ニ避難スルヲ例トス」⁴⁴⁾というものであった。その上、亜港の港は「港でも湾でもない只の海岸」に設置された木造栈橋であり、しかも浅瀬の上に強風が続くため、「舳が出て荷役の出来る日は一箇月に四五回ほかない」という状況であった⁴⁵⁾。薩哈唎派遣軍司令官・児島惣次郎でさえも「亜港は港として

37) 前掲、「北樺太附尼港付近概況」、99頁。

38) 同上、99頁。

39) 「交通は……何の設備もなく……馬車轡に依つて交通して居るので冬季は轡によりて最も交通容易となる」と指摘されるように、陸上交通路は冬期間の雪上を利用するものであった(前掲、久保田、29～30頁)。

40) 前掲、「北樺太附尼港付近概況」、99頁。

41) 前掲、河合、28頁。

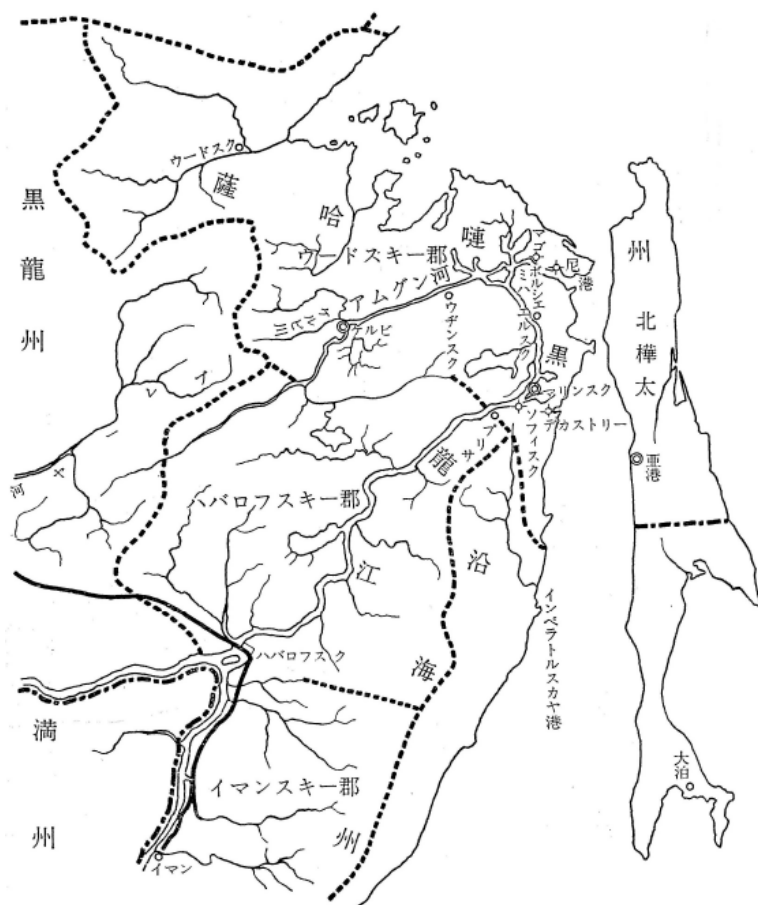
42) 玉貫光一『樺太風土記』国書刊行会、1984年、109頁。玉貫は1922年に北樺太の自然地理学術調査のために組織された北大学術探検隊に一員として参加し、軍部の保護を受けながら保障占領下の北樺太を踏査した。本書には、その時に玉貫が見聞した北樺太社会の状況が記されている。この北大調査隊を率いた工藤祐舜については、高橋英樹・加藤ゆき恵「北大研究者による樺太植物学研究の系譜」(高橋英樹・加藤ゆき恵編『北大樺太研究の系譜——サハリンの過去・現在・未来』北海道大学総合博物館、2006年)を参照。

43) 前掲、河合、65頁。

44) 前掲、「北樺太附尼港付近概況」、96頁。

45) 前掲、河合、140頁。

図1 北樺太周辺地図



出所)外務省編『日本外交文書 大正十年第一冊下巻』1974年、1,063頁掲載の図を修正。

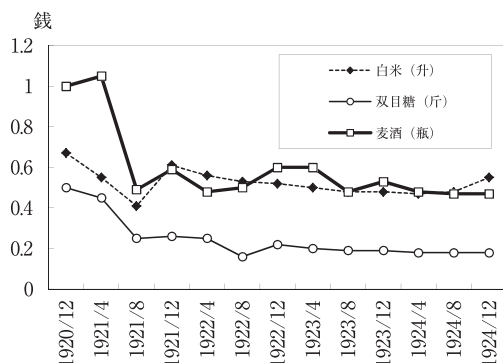
何等価値のない処」とまで明言しており⁴⁶⁾、亜港の港が物資輸送において欠陥を抱えるものであったことは、当時からの共通認識であった。そもそも亜港は、図1にある対岸沿海州のデカストリー（以下、^{ていこう}泥港と略記）を待避地としたワンセットで運用されて初めて港湾としての機能を有する港であった。しかし後述する1922年の大陸部撤兵により、泥港を待避地として使用できなくなったことは、それだけでなく貧弱であった亜港の港湾機能を一層低下させることになったのである。

亜港における景況も、人口同様に冬期間の影響を受けるものであった。亜港の景況については以下の報告が残されている。まず 1920 年の冬については、

此の年の冬越しは凡ての物資が欠乏して玉子の如きも一個八十五銭と云ふ法外な値段で……亜港市民は永い眠りから覚めたやうに遽かに景氣付き、物資欠乏に苦しんだ商人は生氣を回復して……四、五、六の三ヶ月間は前年の好景氣に浮かされて一攫千金十攫萬金を夢み路傍に砂金でも落ちてゐるが如くに亞港を宝庫と思込んだ人達が後から後からと押寄せ、小樽を出る亞港行き

46) 同上, 117 頁。

図2 北樺太における諸物価の推移



出所)前掲『統計書②』21頁より作成。

の船は何れも満員の大盛況、船主や回漕店はホクホク者であつた⁴⁷⁾。

という状況であつた。しかし、こうした物価高騰とそれによる好景気も、

冬営中にすっかり軍の施行方針も定まり……一般に緊縮方針を取る事と成つた為め、軍の仕事や軍から出る金を当てにしてきた之等の連中は啻に其宛がはれた計りでなく、人員過剰の結果は失職者続出と云ふ有様、一方の物資は前年通りの金儲けを見越してドシドシ輸入する為めに亜港市場は忽ち物資は余り返すに返されず止むなく元値を切つての廉売や投売が始まり……大正十年は春は混沌、夏は平凡、秋からは不景気と云ふ状態⁴⁸⁾

に終わることとなる。

しかし翌1922年には「大正十一年の初春……は前年にこりて商人も多く物資を輸入せず又一攫千金の亡者共も余り渡来せず不景気ながらも各方面相当の活気を呈した。……最近では亜港築港の噂があるので一層活気を帯びて来た」⁴⁹⁾

表4 北樺太の主要輸移入物資

	1921年	1922年	1923年	1924年
米(俵)	10,791	22,851	12,633	10,791
麦粉(袋)	26,452	39,640	42,919	38,101
野菜果実(梱)	9,955	9,925	12,327	7,502
食料雑品(梱)	16,718	8,179	8,620	5,572
織物(梱)	970	2,048	1,785	847
建築材料(梱)	96,209	11,789	3,005	2,037
砂糖(駄)	1,548	3,409	1,862	2,046
塩(駄)	130	3,998	11,200	5,444

出所)前掲『統計表②』27頁より作成。

と、再度の好況がもたらされる。

この、「当時一般市中の景気は無茶」(1920年)→「春は混沌、夏は平凡、秋からは不景気」(1921年)→「不景気ながらも各方面相当の活気」(1922年)との推移は、図2で示した亜港の物価変動とも合致するものである。1920年冬から1921年春にかけて物価が高騰し、1923年春にもやや高騰が見られるものの、1921年以降は全体的には安定的に物価が推移していることが確認できる。この背景には、前述の軍政部による公定価格制の導入が効果を発揮していたことが考えられる。

しかし北樺太においては、海軍や大資本による開発が進められた石油や石炭以外に特産物が欠如していたため、同地における商業活動は日本から同地への物資持ち込みが主体とならざるをえなかった。表4からは、北樺太への輸移入品の特徴として主食料の恒常的な輸移入が確認できる。特に米と麦粉の輸移入は大量であった。まず米は1922年に前年の倍の量となっているが、それ以外の年も1万俵以上が持ち込まれている。これには、北樺太に移住した日本人の食を支持する面が大きく作用したことが想定される。また麦粉は1922年から連年4万袋前後が持ち込まれており、軍政期間を通じての必要物資であったことが推測される。一方、織物は1922年、1923年にピークが存在している。また建築材料に至っては、初期に輸移入量が集中するものの、以後は急減している。このうち建築資材の動向からは、占領初期の商業者の到

47) 前掲、太田、36～37頁。

48) 同上、37～38頁。

49) 同上、39頁。

表5 北樺太軍政部の収入内訳(1920年10月～1923年3月)

(単位: 千円, %)

	雑収入	%		事業収入	%
家屋税	7.9	4.3	森林収入	135.5	24.6
営業税	14.0	7.7	漁業収入	374.2	67.9
雑種税	10.1	5.6	診療所収入	36.0	6.5
物品払下代	17.2	9.4	農事試験場収入	5.2	0.9
土地建物貸下料	35.8	19.6			
手数料	19.4	10.6			
懲罰及没収金	8.4	4.6			
弁償及違約金	7.6	4.2			
雑入	62.2	34.1			
計	182.7	100.0	計	550.9	100.0
合計			733.7		

出所)前掲『統計表①』50頁より作成。

注)この他に軍の需要に供した分を価格換算したものとして、物品払下代 268.58 円、雑入 19,853.11 円、森林収入 50,216.46 円、農事試験場収入 1,273.50 円、合計 71,343.07 円が計上されている。

来によって逼迫した亜港の店舗事情への対応と、その後の日本人人口の減少とが大きく影響していることが想定される。

このように物資により事情が異なる点を、次節で検討していきたい。

Ⅲ 薩哈噠軍政部の活動

本節では、まず薩哈噠軍政部の活動を見ていくことにしたい。軍政部の収入については表5で、1920年10月～1923年3月の合算数値が判明している。それによると、総収入 733.7 千円の内訳は事業収入 550.9 千円、雑収入 182.7 千円であった。前者の事業収入の内訳は、漁業収入が首位で 374.2 千円(67.9%)、次いで森林収入 135.5 千円(24.6%)と、この2つが収入の中核であった。漁業収入は、沿海州に設定した漁区の競争入札による収入が中心であり、森林収入は林木の払下げ収入が中心であった。

一方支出については数値が未判明であるが、軍政部の活動を考慮すると、インフラ建設と救恤が大きな位置を占めていたと想定される。このうちインフラ建設は、軽便鉄道設置(亜港—デルビンスコエ間)や軍用道路建設(=南北縦断道路:ルイコフ—敷香間)に費やされたものである。ただその詳細は史料が残されておらず、現時点で検討は不可能である。

救恤政策については表6で詳細が判明する。まず軍政初期においては、北樺太対岸の大陸在住ロシア人が主な救恤対象であった。1920年にはまず「労働ニ堪ヘサル僧侶、官、公吏」に対し「国情及政策上共ニ之カ利用ヲ必要」として救恤品を与え、同年の天長節には「生活困難者」を対象とした救恤を行った。その後冬期に入り、対岸部隊が北樺太に一時引揚げを行った際にも「民心ヲ繋留シ置クノ要アル」ため7ヶ月分の救恤を行っている⁵⁰⁾。翌1921年には、1月に発生した物価騰貴に対し「直ニ応急ノ処置」⁵¹⁾する一方、「大正十年度ニ至リ無意義ノ救恤ヲ為サス勉メテ職業ヲ与ヘテ自活ノ途ヲ講スルノ方針」に転換し、「大陸方面撤退ニ際シ……各地ニ救恤」⁵²⁾を行う。その後、シベリアからの撤兵を行った1922年からは、救恤政策の対象が北樺太のロシア人に移る。北樺太在住のロシア人は、「革命ノ余波ハ物資欠乏ヲ来タシ之ガ供給ヲ仰クノ途ナク……地方ニ重要ナル生産資料モ全然破損シテ其用ヲ弁セザルニ至リ被服日用品食糧品ノ如キモ又購求スルニ途ナク」⁵³⁾という状況であった。そのため、1923年には「物品ノ販売、

50) 前掲、『大正七年乃至十一年西伯利出兵史』中、852、996～997頁。

51) 同上、下、1377頁。

52) 同上、下、1382～1383頁。

53) 前掲、北樺太日本人会、10頁。

表6 北樺太における救恤の状況

	地域	民族	人員 人	構成比 %	主な救恤物資					
					麦粉(袋)	砂糖(匁)	甘味品(貫)	食塩(貫)	木綿(尺)	靴皮(匁)
1920 年	北樺太	ロシア人	637	13.5	2,343	33,300		530,000	2,200	8,000
		朝鮮人	70	1.5	15					
	対岸	ロシア人	4,000	85.0	17,000					
計			4,707	100.0	19,358	33,300		530,000	2,200	8,000
1921 年	北樺太	ロシア人	620	41.1	1,082	4,360	3,780			
		ギリヤーク	169	11.2	38					
		中国人	1	0.1	2					
		日本人	1	0.1		0.07	0.06			
		朝鮮人	8	0.5	14	0.07	0.06			
	対岸	ロシア人	704	46.7	547	2,550	3,060			
		朝鮮人	6	0.4	12					
計			1,509	100.0	1,695	7,050	6,960			
1922 年	北樺太	ロシア人	1,469	61.6	2,279	6,600	7,680			
		ギリヤーク	151	6.3	173					
		日本人	10	0.4	18	100	0.12			
		朝鮮人	46	1.9	84	400	0.48			
	対岸	ロシア人	563	23.6	2,802	266,650	124,600	337,600		
		ギリヤーク	91	3.8	36					
		朝鮮人	35	1.5	160	14,000	4,000	16,000		
計			2,385	100.0	5,552	287,750	136,880	353,600		
1923 年	北樺太	ロシア人	1,941	63.2	2,229	7,800	9,520			
		ギリヤーク	570	18.6	877	0.10	30,000			
		ツングース	339	11.0	78	0.30				
		ウィルタ	73	2.4	146					
		日本人	1	0.0			0.12			
		朝鮮人	146	4.8	30		0.36			
計			3,070	100.0	3,360	8,200	40,000			
1924 年	北樺太	ロシア人	1,458	85.1	1,136	500				
		ギリヤーク	101	5.9	55					
		中国人	4	0.2	3					
		日本人	1	0.1	5					
		朝鮮人	150	8.8	126					
計			1,714	100.0	1,325	500				
合計			13,385		31,290	335,800	183,840	883,600	2,200	8,000

出所)前掲『統計表②』29 頁より作成。

授産其他ノ方法」, 1924 年には「北辺地方ノ貧困者ニ救恤」と救恤政策が繰り返されることとなったのである⁵⁴⁾。

こうした救恤物資の内容は、麦粉や砂糖の配給が中心であり、前掲表4で見た麦粉の輸

移入分の10%近くが救恤物資に回っている計算となる。この救恤対象人員を表1での北樺太民族別人口と照らし合わせた場合、1923年でロシア人の28.6%、少数民族では35.9%、朝鮮人でも9.5%に相当することになる。これは、北樺太現地住民への広範な救恤の実施であったといえる。ところで従来の研究では、後述する1923年8月時点での日本政府による北樺太買収断念後に政策上に「現地住民と友好関係を築き始め」という「重大な変化」が生じるとされ

54) 前掲、『大正十二年乃至十四年薩哈連州駐兵史』, 160～161頁。また、同年以後は朝鮮人への救恤も増加することが特筆される。これは後掲註56で指摘される、日本軍の対岸撤兵に伴い朝鮮人が北樺太に流入してきたことと関係があると考えられる。

ている⁵⁵⁾。しかし救恤政策の面では、むしろ軍政部はロシア人対象の救恤政策を一貫して採用し続けており、必ずしも1923年の「変化」は見られないのである。軍政下の北樺太社会を見ていく上で、今後も看過できない点であろう。

Ⅳ 保障占領の解除による引揚げの開始

通常シベリア出兵の終結とされる1922年の沿海州からの日本軍撤兵は、北樺太の商況にも大きな影響を与えることとなった。対岸撤兵の影響については既に、対岸から北樺太に、日本人、ロシア人、中国人、朝鮮人が多数到来し、「亜港ニ於テハ一時住宅難ヲ惹起シ労働者ハ過剰ト」なったことが指摘されている⁵⁶⁾。北樺太居留民にとって、この事態は、「対岸地方ヨリノ撤兵ヲ見タル樺太住民ハ……近ク樺太ヨリモ撤去スルニアラスヤト……人心動揺シ在留邦人ハ万事緊縮方針ヲ執リ商業不振」を招くこととなる⁵⁷⁾。

この後、北樺太の帰趨を決定する日ソ交渉が、1923年2月から東京で非公式ルートでの「後藤(新平)・ヨッフエ会談」として行われる。そしてそれを継承して1924年5月からは北京において駐支那公使芳澤謙吉と北京駐箚ソ連大使カラハンの間で公式ルートでの「芳澤・カラハン」会談が開催される。この交渉に際しては陸軍・外務省双方に北樺太買収案が存在し⁵⁸⁾、巷間では北樺太買収もありえとの観測が広がっていた。しかし、日本側とソ連側での譲渡価額をめぐる不一致に加え、1923年8月に北樺太買収の最強硬派であった加藤友三郎首相が病没するに及んで、日本政府では北樺太買収案を撤回

し、地下資源利権の確保に方針転換することとなる⁵⁹⁾。しかし、その後の会談はスムーズには進まず、ともすれば交渉決裂の可能性もはらみ、そのため北樺太の帰趨も不透明なまま推移していた。

こうした交渉の状況は北樺太居留民にも影響を与え、日ソ交渉の報が届くたびに北樺太日本人社会においては悲観説が強まり、それが緊縮方針を呼ぶことで、北樺太からの退出口をさらに増やすという悪循環に陥っていくことになる⁶⁰⁾。北樺太在留日本人の悲観論は、「芳澤・カラハン」会談を機にピークを迎えることになる。北樺太では、同会談の開始によって「人心動揺シ商品ノ輸入ヲ控フルモノ多ク」⁶¹⁾との反響を引き起こし、さらに1924年7月に芳澤が視察のため北樺太を来島した⁶²⁾直後の9月には、「住民ノ動揺其極度ニ達シ……家具等ヲ競売ニ附スルモノ多ク梱包材料ハ殆ド品切れ」⁶³⁾となる始末であった。

加えてこうした事態に追い討ちをかけたのが、中国人商業者の台頭であった。この時期の北樺太では、「支那人ノミハ孜々トシテ経済的發展ヲ図リ」⁶⁴⁾、日本商人は「仲買人の手を経ない」「薄利多売」の中国人商人に圧倒される⁶⁵⁾、という状況が発生していた。この点について、軍政後期における北樺太の人口流出入の状況から確認してみることにしたい。表7の亜港の上陸・乗船者、および表8の国境通過者

59) 同上、240頁。

60) 前掲、『大正十二年乃至十四年薩哈連州駐兵史』、11～12、27～28頁。

61) 前掲、『大正十二年乃至十四年薩哈連州駐兵史』、27頁。

62) この視察は、加藤高明内閣発足に伴い「交渉の最も重要な問題の一つである樺太の石油を、現地に就いて視察」するよう命令を受けてなされたものであった(芳澤謙吉『外交六十年』中公文庫、1990年、73～76頁)。

63) 前掲、『大正十二年乃至十四年薩哈連州駐兵史』、28頁。

64) 同上、2頁。

65) 前掲、久保田、42～43頁。

55) 前掲、ヴィソコフ「サハリンと千島列島：編年史、1921-25年」195頁。

56) 前掲、三木「戦間期樺太における朝鮮人社会の形成」、39頁。

57) 前掲、『大正十二年乃至十四年薩哈連州駐兵史』、2頁。

58) 前掲、萩野、233～237頁。

表 7 亜港上陸及び乗船人員の推移

(単位:人, %)

民族		1921 年	%	1922 年	%	1923 年	%	1924 年	%
上陸	日本人	9,528	86.1	4,525	65.8	1,463	51.0	1,353	56.1
	朝鮮人	683	6.2	1,005	14.6	610	21.3	339	14.1
	中国人	529	4.8	664	9.7	360	12.6	420	17.4
	ロシア人	320	2.9	669	9.7	424	14.8	286	11.9
	他	3	0.0	14	0.2	10	0.3	14	0.6
	計	11,063	100.0	6,877	100.0	2,867	100.0	2,412	100.0
乗船	日本人	5,225	79.8	3,042	67.7	1,709	62.2	1,889	47.8
	朝鮮人	843	12.9	710	15.8	596	21.7	795	20.1
	中国人	104	1.6	300	6.7	259	9.4	813	20.6
	ロシア人	368	5.6	435	9.7	175	6.4	447	11.3
	他	4	0.1	9	0.2	8	0.3	7	0.2
	計	6,544	100.0	4,496	100.0	2,747	100.0	3,951	100.0

出所)前掲『統計表②』36 頁より作成。

表 8 樺太国境通過者数の推移

(単位:人, %)

民族		1920 年	%	1921 年	%	1922 年	%	1923 年	%	1924 年	%
北行	日本人	6	50.0	522	82.5	86	83.5	9	22.0	61	55.5
	朝鮮人	6	50.0	86	13.6	6	5.8	4	9.8	37	33.6
	中国人			2	0.3	0	0.0	28	68.3	1	0.9
	ロシア人			13	2.1	1	1.0			11	10.0
	他			10	1.6	10	9.7				
	計	12	100.0	633	100.0	103	100.0	41	100.0	110	100.0
南行	日本人	2	50.0	202	81.1	142	82.6	126	66.3	246	45.9
	朝鮮人	2	50.0	46	18.5	10	5.8	52	27.4	258	48.1
	中国人							5	2.6	11	2.1
	ロシア人			1	0.4	5	2.9	5	2.6	21	3.9
	他					15	8.7	2	1.1		
	計	4	100.0	249	100.0	172	100.0	190	100.0	536	100.0

出所)前掲『統計表②』38 頁より作成。

の推移からは、いずれも日本人のみが 1922 年以後北樺太から出超傾向にあることが確認できる。これは「日本人は最初非常に金儲けしたのであるが、漸次利益なきに至り、内地に帰還しはじめた」⁶⁶⁾との発言を裏付けよう。その一方で、1923 年まで中国人と朝鮮人の流入が増加し、入超傾向が続いている。中国人・朝鮮人とも 1924 年には出超傾向に転じることになるが、軍政後半期には朝鮮人・中国人の流入が依然続く中で、日本人の退出が始まることで、撤退直前の北樺太社会の民族構成は、この 3 民族の比率が急速に近づきつつあった。

こうして 1925 年 1 月の日ソ交渉成立により居留民は、「亜港残留日本人ハ……撤退ノ際便

宜ノ付与及救恤金ノ下附ヲ請願」⁶⁷⁾するとして、北樺太からの撤退を既定路線とした上での便宜供与を要求する方針へ転換した。またその要求を実現するために、北樺太日本人会が 1925 年 3 月に結成された。

だがその後は、目前に迫った北樺太引揚げをめぐる軍政部に対する居留民の反発が生じることとなる。日ソ交渉での北樺太引渡細目協定⁶⁸⁾は、①北薩哈噠行政ノ引渡及占領ノ終了ニ関スル細目協定、②軍隊ニ関スル協定、③通信機関ノ引渡ニ関スル協定、④協定附属ノ諸調査及其経緯、⑤善隣及経済関係諸問題、⑥ソ連軍

67) 前掲、『大正十二年乃至十四年薩哈噠州駐兵史』、28～29 頁。

68) 同上、85～120 頁。

66) 同上、39～40 頁。

の北樺太入島経緯, などを内容とする事務手続きに関するものであった。そのためここには現れない在留邦人の扱いについて, 彼らの不満が高まることになる。それは以下の4点にわたるものであった。

第1は, 占領解除に至るまでの経過に関してである⁶⁹⁾。1925年1月に日ソ交渉が成立したにもかかわらず「之ヲ軍当局ニ質問セルモ其内容ヲ詳カニセズ」というありさまであった。居留民がその内容を初めて知るのは, 1925年3月に外務省総領事島田滋が来島した際に, 協約の内容を質問して「條約ノ内容ガ単ニ国交ノ回復ト一部ノ利権ノ擁護ニ止マリ占領地住民ノ擁護ニ関シテハ何等言及スル所無カリシヲ知ル」ことによってであった。その結果, この1924年末時点で約1,800人残っていた在留邦人は「挙ゲテ退去ノ決心ヲ為スニ至レリ」というように, 撤退についての確たる情報を与えられぬまま, 撤退期限直前になってやっと撤退方針が知られるという状況であったのである。

第2は, 北樺太引揚げに際しての残地貨物や建物に関する問題である。引揚げを目前にした在留邦人は, 撤兵期限までに積み出せない貨物の自由積戻しと, それらに課せられる輸出税の免除とを求める請願を提出した。しかし残留不動産の管理においてみられたように, 「軍ノ施設又ハ官有物件ノ引継等ニカラル」一方で「在住民ノ請願事項ハ一モ容ル、所トナラズ」⁷⁰⁾とされた。結局この問題については, 「軍司令官ニ請願スル所アリシモ其実現ヲ見ルニ至ラサリキ」⁷¹⁾と, その後も考慮された様子はないままであった。

第3には撤兵期限の問題がある。日本の北樺太撤兵期限は1925年5月15日とされたが, この日程設定は「在住民ノ引揚ケト占領地ノ事情

ヲ予想セザリシ措置」⁷²⁾であると批判されていた。すなわち, 海の解氷から撤退期限まで積込作業が可能な日数が短いことに加えて, 融雪直後のため道路の泥濘がひどく陸上輸送が困難な時期である上に, 前述した亜港の棧橋の狭さとも重なって, 荷物の搬出に非常な困難を伴うこととなっていたのである。しかも, 派遣軍関係の運搬が優先され民間荷物が締め出されるなど, 多くの問題が発生していた。

第4は, 第1の問題とも関連する動産・不動産の処置の問題である。日本に還送する「各種商品ニ……新ニ輸入税消費税ヲ課セラル、」場合, 「重ネテ輸入税又ハ奢侈税ヲ課セラレ反テ多大ノ損害ヲ来スベキ恐れ」があるため「殆ント無代価同様ニ売放チ又ハ残置」するという事態が生じていた⁷³⁾。ただしこの件については「大蔵省ニ照会シテ其等ノ輸入税ヲ免除セラレ通関ヲ簡易ナラシメタ」⁷⁴⁾とされているが, それまでの在留邦人への情報伝達の経緯を考えると, この点についても周知徹底はなされなかったものと推測される。

また救恤政策でも2つの問題が生じた。それは第1に, 引揚者の渡航費用の問題である。北樺太からの引揚者のうち自費で退去した者は, 日本人で436人(日本人総数の22.1%, 以下括弧内は各民族総数に対する割合), 朝鮮人44人(9.8%), 中国人50人(20.0%), ロシア人12人(6.7%)⁷⁵⁾と, 日本人・中国人でさえ引揚げ費用を自弁できたのは総数の20%前後であり, 朝鮮人とロシア人に至っては90%前後が引揚げ費用の自弁が困難な状態であった。そのために, 彼らの引揚げに際しても旅費の貸与が必要となり, 救恤を受けた彼らの多くは渡航費用が多額になる朝鮮や内地ではなく, 費用の安い南

69) 前掲, 北樺太日本人会, 13~15頁。

70) 同上, 19~20頁。

71) 前掲, 『大正十二年乃至十四年薩哈連州駐兵史』, 30頁。

72) 前掲, 北樺太日本人会, 21~22頁。

73) 同上, 22~23頁。

74) 前掲, 『大正十二年乃至十四年薩哈連州駐兵史』, 157頁。

75) 前掲, 三木「戦間期樺太における朝鮮人社会の形成」, 40頁。

樺太の北部、恵須取村や知取村に定着したとされる⁷⁶⁾。また引揚げ費用での救恤が不要な人も、「財力枯渇シ其ノ移住地ヲ遠隔ノ地ニ求ムル事ヲ許サル……邦領樺太ヲ選ミ大部分ハ西海岸恵須取又ハ東海岸東知取方面ニ移住ス」⁷⁷⁾との理由により、やはり距離的に近い南樺太北部に定着することとなる。しかし引揚者は、定着地において「適当ナル市街地ヲ北樺太引揚民ニ充當セラレ度キ旨ヲ出願」したにもかかわらず、「殆ド地方人民ニ貸付ラレ……避難民ハ住宅ニ窮セル」⁷⁸⁾との困難に直面した。

第2は、引揚者についての扱いである。政府は「我等ヲ目シテ自由撤退者ト見做サルガ如キ」⁷⁹⁾と、あくまでも自由意思での退島者と扱った。しかし、引揚者側は「我帝国ノ勢力範囲ニ帰シ統治セラルルモノトノ確信ヲ懷抱シ逐次其ノ規模ヲ拡張シ永久的施設ノ下ニ着々其ノ地歩ヲ進メ」てきたにもかかわらず「撤兵ノ実施ニ伴ヒ全然失業又ハ廃業ノ悲運ニ陥ル」⁸⁰⁾結果をもたらした北樺太撤退を、国側に強制された移動と受け止めていた。そのため、北樺太在住時に形成した資産を強制的に放棄させられたことへの政府補償を要求する「救恤金下附ニ係ル請願書」が、1925年2月9日に朝鮮人をも含む483人の連名で外務大臣宛に提出された⁸¹⁾。その運動については、紙幅の関係から本稿では詳述することが出来ないが、広田弘毅内閣期の1937年にまで解決が先送りされることとなる。

おわりに

北樺太の日本人移住者は、海軍の全面援助を得た石油業とは没交渉であり⁸²⁾、軍政の開始時と初年の冬営という限定された商機が存在するのみであった。しかし、翌年以降は物資欠乏・物価騰貴への対策が軍政部によってとられることで商機が喪失してしまうこととなる。そこには、①営業基盤の不安定性(特産品の欠如、店舗の問題、限られた市場)、②対岸地域の撤兵による将来への不安、③中国人商人による商権の制覇、という3つの条件が重なった結果、移住地としての内実は早期に喪失していたのである。

北樺太で展開された軍政の中心活動は、当初は現地のロシア人や少数民族への救恤にあったが、北樺太からの撤退が問題になると、困窮した居留民への引揚げ費用の貸与という救恤政策へと変化する。1925年5月の北樺太からの引揚者は総数で2,548人を数え、うち日本人は1,740人、朝鮮人は733人、ロシア人は75人であった⁸³⁾。日本人のうち980人は日本本土へ、760人が南樺太へ引揚げた。朝鮮人では330人が南樺太へ、220人が朝鮮半島へ引揚げ、ロシア人は35人が日本本土へ、40人が南樺太へ引揚げた。総数2,548人のうち44.3%にあたる1,130人が引揚げ後の定着地として南樺太を選択したことになる。

南樺太北部の都市・恵須取、知取では、このほぼ同時期にパルプ工場が操業を開始し(恵

76) 同上、39～40頁。

77) 前掲、北樺太日本人会、25頁。

78) 同上、25～26頁。

79) 同上、28～29頁。

80) 「薩哈連州引揚民に対する救恤請願書」(外務省外交史料館所蔵『薩哈連派遣軍関係一件／派遣軍撤退ニ依ル損害救恤関係』請求記号外務省記録B-A-1-3-035)。

81) 同上。

82) 北樺太で海軍を中心に行われていた石油試掘でも、「其の噴出量は秘密にして北樺太在留邦人すら之を知らない」との証言がある(前掲、久保田、36～37頁)。

83) 前掲、『日本外交文書 大正十四年第一冊』603～604頁より集計。ロシア人のうち日本本土への引揚げは通過希望を示す。また朝鮮人のうち40人は日本本土へ、133人は行き先未定であった。なお、中国人については、「一部ノ労働者ノ外全部ハ山東省ニ帰還セリ」(前掲、北樺太日本人会、25頁)とされる。

須取 1925 年, 知取 1926 年), 都市成長が始まりつつあった。各都市の人口推移(1920 年→1925 年→1930 年)をそれぞれ示せば, 恵須取は 636 人→7,258 人→17,774 人, 知取は 698 人→10,930 人→19,257 人, と 10 年間でともに 30 倍近く増加する。また, もともとこの二都市よりは人口が多かった南樺太北部の敷香も 2,259 人→2,123 人→12,576 人と, やはり 5 倍近くの増加を見せた⁸⁴⁾。北樺太からの引揚者たちの多くは, これらの新興都市に流入し, 南樺太北部の開拓に携わっていくこととなる。また, 北樺太保障占領により南樺太北部で恵須取と内路を結ぶ島内横断道路が完成し, 島内の交通インフラ整備が進んだことも, 南樺太北部の開拓にとって重要な「遺産」となった。このように北樺太保障占領が南樺太北部の諸都市の勃興の契機となった点は, 従来の研究では比較的軽視されていたように思われる。

また, 筆者は別の機会に次のように指摘した。

第一次世界大戦での対独参戦による山東半島・南洋群島占領と, それに続くシベリア出兵の最終舞台となる北樺太の三地域は, いずれも大正期の日本が武力で拡大した勢力圏である。この三地域では, ほぼ同時期に日本による軍政が敷かれ, 日本人が多数移住し, いずれも日本領土に組み込む外交努力がなされた。しかし, その帰結は三者三様であった⁸⁵⁾。

ここに挙げた他の占領地についてみると, まず 1914 年に日本占領下に置かれた青島は日本人商工業者が殺到しブームに沸くものの, 1922 年に山東還付が決まることで彼らは窮状に陥ることとなる。また, 同様に 1914 年に日本占領下に置かれた南洋群島では, 農業移住者が到来し, やはり「南洋ブーム」を現出するものの, ブ

ーム破綻により移住日本人が窮乏状態に陥ることとなる。しかしこの両地とも, 東洋拓殖や大蔵省などによる強力な救済手段がとられ, 移住日本人の定着維持を図る政策が採用された⁸⁶⁾。

しかし当時の北樺太論には, 日本人移住地としての議論は欠落していた。例えば当時京都帝国大学経済学部で植民政策学を専門としていた山本美越乃は, 北樺太について現地視察をふまえて次のように指摘している。「樺太では石油, 石炭が主たる富源を成して居る, 否恐らくは露領樺太の価値は全く此の両者に在ると称してもよい」⁸⁷⁾との立場から, 農業移住などについては消極的ながらも可能性について言及した後, 「開発の能不能は又交通運輸の設備の如何に依る」⁸⁸⁾とし, それは「露領樺太の将来の運命が略ぼ見通しの付かない限りは容易に手出しをすることが出来」ないのであるから, 「出来得る限り協調を保ち, 領土権問題よりも寧ろ富源の開発問題に全力を注」ぐべきであると主張していた⁸⁹⁾。領土と資源とが天秤にかけられて, 前者が放棄され後者が選択されるのは, 近代日本の対外膨張の過程では希有な事例であるが, 本稿で検討してきた保障占領下の北樺太については, 結果的にこの路線が現実化したものといえる。

最新の総括的研究において, 「零細な商人・サービス業者の進出が盛んであった日本の勢力圏諸都市」で存在した日本人居留民社会の歴史的特質が指摘されている⁹⁰⁾。そこで提示されたの

84) 『外地国勢調査報告 第一輯：樺太庁国勢調査報告 第八冊 昭和十年国勢調査結果報告』統計表 8～9 頁より集計。

85) 前掲, 拙稿「樺太」, 171～172 頁。

86) 南洋群島における救済策については, 安部惇「南洋庁の設置と国策会社東洋拓殖の南進—南洋群島の領有と植民政策 2」(『愛媛経済論集』第 5 巻第 2 号(1985 年 11 月)), 青島での救済策については, 柳沢遊「青島日本人居留民団における低利資金問題の展開」(『日本植民地研究』第 13 号, 2001 年 7 月)を参照。

87) 山本美越乃『植民地問題私見』弘文堂書房, 1921 年, 177 頁。

88) 同上, 193 頁。

89) 同上, 195～196 頁。

90) 柳沢遊「日本人の居留民社会」(和田春樹ほか編『岩波講座 東アジア近現代通史』第 3 巻, 岩波書店,

は、戦乱による新領土・勢力圏の確保→「権力依存」「一攫千金」主義の零細な商人・サービス業者の殺到→営業不振→戦乱による新領土・勢力圏の確保→……, と新領土や勢力圏の外延的拡大によって「権力依存」「一攫千金」主義的営業業者の破綻が先送りされていくとする図式であった。

北樺太の事例は、農業移住者も多数を占めた南樺太とは異なり、この図式に従う形で他地域同様に、「権力依存」「一攫千金」的な零細商人・サービス業者の殺到が見られた。しかし同地には特産品もなく、自然環境の影響にも強く規定され、営業活動自体が最初から括がりを有しない限定的な性格のものであった。また隣接する南樺太は、ちょうどその時期にパルプ・製紙工業が始動し、南樺太北部の開拓も開始されたばかりであった。つまり北樺太は、開拓途上の南樺太の頭越しに拡大した地域であったが、前述の事情もあり、南樺太とはなんら関連を持たない孤立した地域とならざるをえなかった。そのため、南樺太にとって外延的に拡大した地域としての役割を果たすことはなかった。そのような中で、領土や資源をめぐる国家権力の方針変化に翻弄されたあげく、最終的に総引揚げを余儀なくされていくのが、保障占領下北樺太の日本人であった。外延的拡大が「権力依存」「一攫千金」主義的営業業者を温存させ続けることが歴史的特質である近代日本の対外膨張において、本稿で検討した北樺太は、それからの逸脱の事例として位置付けられるだろう。

最後に本稿で残された課題として、第1に引揚げ後の救恤問題がある。本稿では紙幅の関係上、その詳細については割愛せざるをえなかったが、これについても他のロシア領からの引揚げ者の救恤金問題についての研究が進展しつつあり⁹¹⁾、これらとの比較において研究が進められ

る必要があるだろう。第2に、本稿執筆においても史料不足の感は否めず、今後も積極的に史料発掘の努力を図りながら研究を進めていく必要があるだろう。当該地域は、世界史上「地理上の空白」が最も遅くまで続いた地域であるが、それを象徴するかのように「研究上の空白」も依然多く残されている。本稿がそうした空白を少しでも埋める一助となることを願うばかりである。

謝辞

北海道大学大学院経済学研究科宮本謙介教授には、経済学部進学時から、大学院生・助手の期間、さらには博士学位論文の審査までの長きにわたって、筆者の「副指導教員」として多大なるご指導を賜った。本稿をもって宮本先生のご退職を記念し、先生から賜った学恩に謝意を表したい。

付記

本稿は、東アジア近代史学会第13回研究大会・総会(2008年6月)に「保障占領下の北樺太における日本人の活動と引揚げ」と題して行った報告をもとにしたものである。その後、歴史問題研究所・慶應義塾大学東アジア研究所共同国際シンポジウム「日本帝国主義 勢力圏都市の諸問題と社会変動」(於ソウル, 2010年8月)および国際学術シンポジウム「チェーホフとサハリン—21世紀からの眺め『サハリン史の諸問題』部会」(於ユジノサハリンスク, 2010年9月)でも報告の機会を得た。報告の機会を与えてくださった関係者の皆様に深く感謝する次第である。なお本稿は、平成21～24年度科学研究費補助金基盤研究B(研究課題番号21320117, 代表今西一)および平成22～24年度科学研究費補助金基盤研究B(研究課題番号22330055, 代表原暉之)による研究成果の一部である。

2010年), 276頁。

91) 清水恵『函館・ロシア その交流の軌跡』函館日口交流史研究会, 2006年, 井竿富雄「ロシア革命, シベリア出兵被害者への「救恤」, 一九二二年」(『山

口県立大学国際文化学部紀要』13号, 2007年), 同「シベリア引揚げ者への「救恤」, 一九二三年」(『山口県立大学国際文化学部紀要』14号, 2008年3月)など。